

生活保護利用者の増加を問題視し、生活困窮者への対策が議論された特別部会ですが、「生活困窮者への伴走型の支援」の具体化は道筋が見えない一方、現行の生活保護制度の改悪だけは報告書に明確に盛り込まれました。

生活保護制度特別部会報告

「稼働能力があるに 平等に保護を受けることもかかわらず明らかに 等を保障しています。就労の意思のない者」 働かざる者、受給すへの対応として、報告 べからず」という発想書は審査の厳格化を盛り込みました。稼働能力を誰がどう判断するのか厳格な基準がないことに委員からも懸念が出ていました。

恥の意識助長

憲法制定を受けてつ くられた現行の生活保護法は、経済的な困窮者を唯一の条件に無差別

扶養義務の強化では、扶養が「受給する要件（前提）」とはされていない」と当然のことと述べながら、扶養能力のある親族が利用者の扶養を拒否した場合の説明責務を盛り込

“入りにくく追い出しやすく”

んでいます。利用者の健康や支出まで福祉事務所が管理強化しようとしていることと合わせて、生活保護の利用は「恥」だという意識を助長し、制度から遠ざけることを狙うものです。

自立を妨げる結果になりかねません。労働市場全体にも賃金水準を引き下げる悪影響を与えます。

結局、報告書は全体として、生活保護制度を“入りにくく、追い出しやすく”するものです。

精神的に圧迫

生活保護利用者に「集中的な就労支援」をするとしています。利用者を精神的に追い詰める危険があります。報告書は、一定期間後も就労のめどが立たない場合には、職種や場所を広げること

「可能な限り生活保護を利用することなく」というのが「今回の制度改正の目的」としていました。これに対して委員からは「新たな水際作戦のツール（道具）とならないよう歯止めを明記すべきだ」と厳しい意見が出ました。文言は一部修正されたものの、本質は変わっていません。